

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について（３月分）

（１）問い合わせ件数

平成 16 年 3 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日

65 件

（２）内訳

食品安全委員会関係	18 件
食品健康影響評価関係	6 件
食品安全基本法関係	0 件
リスク管理一般関係 (うち食品表示に関するもの)	38 件 (4 件)
その他	3 件

* うち、BSE 関係 1 件、鳥インフルエンザ関係 15 件

（３）問い合わせの多い質問等

【鳥インフルエンザ関係】

Q . 鳥インフルエンザの発生との関連で鶏の肉や卵の安全性について教えてください。

A . 食肉処理や卵の選別の段階で、通常、殺菌剤で洗浄を行うなどウイルスの付着を防ぐ安全のための措置が講じられています。万が一、食品に鳥インフルエンザウイルスが付いていたとしても、現在のところ、以下の理由から、鶏肉や卵を食べることによって人に感染することは考えられません。

このウイルスは酸に弱く、胃酸で死滅すると考えられます。

ウイルスが細胞に入り込むためには鍵と鍵穴の関係にある受容体の存在が必要ですが、人の受容体（鍵穴）は鶏のものとは異なっていることも感染を難しくします。

ウイルスは、通常の調理温度で容易に死滅します。加熱すれば、さらに安全です。

実際、鳥インフルエンザが、鶏肉や卵を食べることによって、人に感染した例は、これまで世界的に報告はありません。

（参考）詳しくは、ホームページの「我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生について」(<http://www.fsc.go.jp/sonota/tori1603.html>) の

「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」

(http://www.fsc.go.jp/osirase/tori_sankou_illustr.pdf) などをご覧下さい。

Q . 鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鶏の肉や卵の安全性評価について教えてください。

A . 平成 16 年 3 月 25 日に開催された第 38 回食品安全委員会会合で、鳥インフルエンザ不活化ワクチンは、適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は実質的に無視できると考えられるとされたところです。

詳しくは、ホームページ

(<http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy/hy-aivaccine-hyouka.pdf>) などをご参照ください。

【BSE 関係】

Q . 海外での BSE 発生国と vCJD の発生国について教えてください。

A . BSE (牛海綿状脳症) については、英国をはじめとする欧州諸国 20 ヶ国とカナダ、イスラエル、日本の計 23 ヶ国で自国産牛での発生が確認されています。また、米国、オマーン、フォークランド諸島において、自国産牛ではなく輸入牛での発生が確認されています。

BSE の発生件数をみると (2004 年 3 月末時点) 英国が約 18.4 万頭と圧倒的に多く、次いでアイルランド 1,377 頭、フランス 891 頭、ポルトガル 866 頭、スイス 453 頭、スペイン 403 頭、ドイツ 305 頭となっています。

(OIE (国際獣疫事務局) 調べ : 2004 年 3 月 31 日現在)

vCJD (変異型クロイツフェルト・ヤコブ病) については、これまで世界全体で 156 人の患者が確認されていますが、そのほとんどが英国 (146 人) に集中しています。この他では、フランス (6 人) ¹、イタリア (1 人)、アイルランド (1 人) ²、米国 (1 人) ²、カナダ (1 人) ² で発生が確認されています。

(1 : 英国滞在歴のある患者を含む。 2 英国滞在歴のある患者)

(Department of Health (英国保健省) 等調べ : 2004 年 3 月 31 日現在)

(参考) 『「牛海綿状脳症 (BSE) と変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) について」 (Q & A) 』 (http://www.fsc.go.jp/sonota/faq_bse-tori.html) をホームページに掲載しております。

【食品安全行政関連】

Q . 日本、EU、米国との食品安全行政の組織や運営方法等の相違点について教えてください。

A . 欧州食品安全機関（European Food Safety Authority : EFSA）は、EU加盟国等からのリスク評価の依頼を受け、該当する専門調査会で検討した後、結果を回答する仕組みとなっています。

一方、米国では、主に農務省（USDA）、厚生省（HHS）、疾病管理予防センター（CDC）が食品安全行政を担っており、リスク管理を行う政府機関とリスク評価を行うそれとは区別されておらず、例えば、農務省の中にリスク管理を行う部門とリスク評価を行う部門が存在します。

我が国では、BSEの発生や輸入野菜における農薬の残留問題等を契機に、リスク評価の機能をリスク管理機関から分離し、平成15年7月1日に内閣府に食品安全委員会を設置し、当委員会において、中立公正な科学的評価を行うこととしました。

【用語集について】

Q . 用語集が作成されたそうですが、その趣旨や内容について教えてください。

A . 食品安全委員会では、リスク評価の内容などに関して、消費者をはじめとする関係者との情報や意見の交換（リスクコミュニケーション）を、意見交換会の開催、ホームページによる情報提供などを通じて、行っているところです。

本用語集は、意見交換会などの際に、関係者の理解を助けるための基礎的な参考資料として、食品の安全性に関する基本的な用語（リスク分析、基準・単位、疾病等に関するもの）、食品関係の法律、国内外の関係機関などについて解説したものです。

なお、本用語集については、ホームページ（<http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai37/dai37kai-siryoushita.pdf>）に掲載しております。